

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○司会 皆様こんにちは。時間になりましたので、ただいまから、令和4年度第2回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきたいと思います。私は本日司会を務めさせていただきます介護保険課長の矢作と申します。本日も、新型コロナウイルスの感染防止対策を十分講じながら会議を開催して参りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会長からごあいさつを頂きたいと思います。秋本会長、よろしくお願ひいたします

○会長 <<会長挨拶>>

○司会 ありがとうございます。それでは会議に入ります前に、出席委員につきましてご報告申し上げます。事前に小室委員、新井委員、増田委員の3人からは欠席のご連絡を頂いております。本日の出席委員は現在15人でございます。定数20人の過半数に達しておりますことから、本協議会は久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。次に現在の傍聴者数は、いないところでございます。

開会に先立ちまして、委嘱式を開催させていただきます。6月30日まで委員を務められました社会福祉法人彩鷺会 杉浦洋史委員でございますが、人事異動によりまして退任されました。新たに社会福祉法人彩鷺会から鷺宮苑の施設長を務められております、東郷理奈様を当協議会の委員としてご推薦を頂きました。つきましては、戸ヶ崎福祉部長から東郷様に委嘱書の交付をさせていただきたいと存じます。東郷様におかれましては、恐縮でございますが、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

<<委嘱書交付>>

ありがとうございます。

続きまして、今回本協議会委員をお引き受けいただきました、東郷委員より一言ごあいさつを存じたいと思います。よろしくお願いいたします。

<<東郷委員あいさつ>>

ありがとうございます。以上をもちまして、委嘱式を終了とさせていただきます。

続きまして、久喜市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画策定に当たり、実態調査の実施やその分析報告書の作成等の業務を指名型プロポーザル方式で委託したところでございます。本日、株式会社ぎょうせいの担当者が同席しておりますので、紹介をさせていただきます。

<<委託業者による自己紹介>>

ありがとうございました。株式会社ぎょうせいの皆様には今後協議会に参加していただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。続きまして本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。

○広瀬委員 どういう字を書くのですか。

○司会 ひらがなで「ぎょうせい」、私たちの市役所とかの行政のひらがなでぎょうせい。主に例規とか法規関係を行っている会社でございます。

それでは続きまして、本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。

まず次第、それから資料の概要について、次に参考資料としまして、前回、第1回介護保険運営協議会の際にご質問をいただきました、「ケアステーションよすが」の建物の外観と食事の例の写真となります。こちらで回答とさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事（1）の資料が1-1と1-2。それから議事（2）の資料が資料2-1、2-2、2-3、議事（3）の資料が資料3-1、3-2でございます。続きまして、議事（4）の資料が資料4、議事（5）の資料が資料5及び資料5-1から5-5でございます。議事（6）の資料が、資料6-1から6-3、議事（7）の資料が7-1から7-5。議事（8）の資料が8-1から8-3でございます。全部で11点でございます。

また当日資料としまして、久喜市介護保険運営協議会委員名簿ということで、先ほど委嘱がございました、東郷委員様のお名前が載っております新たな名簿。

それから、令和4年度第2回久喜市介護保険運営協議会質問票、こちらでございますが、本日会長からもごあいさつがありましたとおり、新型コロナウイルス感染が大変拡大しておりますことから、議事の（6）、（7）、（8）、こちらにつきましては、すべて報告事項となっておりますので、事務局からは、本日は報告・説明をさせていただきます、ご質問がございますようでしたら、来週、8月9日の火曜日までに事務局まで送付をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。また後程ご説明はさせていただきます。

資料につきまして不足がある方いらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び会議録の作成等についてご説明させていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能でございます。また、会議録を作成し公開することとなっておりますことから、本会議におきましても、発言者の氏名を含め、全文記録方式で会議録の作成を行いたく、録音につきまして、ご了解いただきたいと存じます。これに伴い発言者の皆様は、マイクを使用しての発言にご協力をお願いしたいと存じます。

それではこれより本日の議事に移らせていただきます。ここからは、久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり、議事を進めてい

ただきたいと存じます。秋本会長どうぞよろしく願いいたします。

- 議長 それでは早速議事を進めたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。まず本日の会議の議事録署名委員を私の方から指名させていただきます。前回に引き続き、名簿の順で。今日は渋谷委員さん欠席ですね。渋谷委員さん欠席でございますので、木伏委員さんをお願いします。それからもう一方ですね。宮地委員さんをお願いいたします。以上2人に署名委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

《木伏委員、宮地委員了承》

それでは、本日の議事に移りたいと思います。まず、議事（1）地域密着型サービス事業所の指定について、事務局の方から説明をお願いします。

- 佐藤係長 介護保険課保険料給付係の佐藤でございます。議事（1）地域密着型サービス事業所の指定についてご説明させていただきます。

《資料1に基づき説明》

- 議長 ありがとうございます。ただいま議事1について、資料1に基づき説明がございましたが、何か質問がございますか。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。はいどうぞ。

- 茨木委員 前の会議でもちょっと質問させていただこうと思ったのですが、ただいまのご説明で、具体的にどういう方が入所というか、利用できるのか。その辺がちょっとよくわからないのですけど。その辺をご説明していただけるとありがたいのですけど。説明はすごく丁寧なのですけど、実際に利用しようとしたら、どういう人が具体的な対象になるのか、例えば自分が利用しようという時に可能なのかどうか。そんなこともちょっと含めてご説明していただけるとありがたいです。

- 議長 事務局、お願いいたします。

- 佐藤係長 定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、基本的に24時間対応型の事業所になります。介護と看護を連携して、定期的にご自宅にうかがって、介護や看護サービスを行うのと、随時24時間連絡がつくような体制になっておりまして、ちょっと調子が悪い時は連絡をすると随時24時間看護師等が、うかがってサービスを行うという形になります。対象者につきましては、要介護1以上の方になりますので、多分皆さんはなかなか無理だと思うのですが、要介護1以上で希望する方という形になります。よろしく願いします。

- 議長 ありがとうございます。事務局の今の説明でよろしいでしょうか。

- 茨木委員 もう一つお願いしてもよろしいですか。素人な部分がたくさんあって大変恐縮ですが、要介護1以上ということなのですけど、それは利用しようとする、その市の職員の方が接して交渉して、その基準に該当するということが判定された場合に紹介されると、そういう流れになるわけですか。

- 司会 事務局説明をお願いします。

- 佐藤係長 介護認定だけは市役所で行います。介護認定で、要介護1以上が出た方につきましては、基本的にはケアマネジャーさんという、介護サービスを利

用する計画を立てる方がつきますので、そこでこういう 24 時間対応型のサービスがあるということを対象者の方やご家族の方と相談しまして、使ってみようという形になって、事業所と対象者の方で契約をしていただくということになります。市役所として行うのは介護認定までです。サービスを使うのは、事業所と利用者さんの契約という形になります。以上です。

○議長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。他にご質問あるいはご意見等ございますか。よろしいですかそれでは。

議事の（１）は本協議会の承認を頂きたい事項ということでございます。まず 1 番目の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 心支」の事業所の指定について、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

はい、ありがとうございます。それでは承認いたします。

続きまして、2 番目の認知症対応型共同生活介護の「グリーンライフ栗橋」の事業所指定について、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認いたします。

議事 1 は以上となります。続きまして、議事の（２）地域密着型サービス事業所の指定更新について、に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

○佐藤係長 議事（２）地域密着型サービス事業所の指定更新についてご説明いたします。

《資料 2 に基づき説明》

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見はございますか。どうぞ挙手をお願いします。はいどうぞ。

○茨木委員 わからないことがたくさんあって申し訳ございませんが、教えていただきたいのですが、先ほどの件もそうですが、申請者と事業所で、代表者と管理者がいらっしゃいますけど、こういう事業所を開設というか立ち上げる場合には、何か資格が必要なのでしょうか。資格がないとこういう施設とかそういうところは経営できないと思うのですが、免許か何かないとかいうのが申請できないのでしょうか。1 つ教えていただきたいのですが。

○議長 事務局の説明をお願いいたします。

○佐藤係長 はい。申請につきまして誰がこういう資格を持っていないと、というのは例えば、資料 2-1 のほほえみネット代表者が理事長になっておりますけど、こちらの方がどんな資格を持っているとかというのは特にはないです。事業所をつくるに当たりましては、人員基準とか設備基準とか、看護師が何名いないといけないという基準はありますけれども、申請者が誰だという特に基準はありません。以上です。

○議長 よろしいですか。ただいまの説明で。

○茨木委員 それでは管理者に当たる方は、何か資格が必要なのですか。

- 議長 事務局お願いします。
- 佐藤係長 今回の質問ですけれども、例えば資料2-1の人員基準で下から2番目、常勤の管理者が配置されているかということで、こちらにつきましては例えば常勤の管理者が配置されていないといけませんという基準もありますけれども、管理者がどのような資格を持っていないてはならないという基準はございません。以上です。
- 議長 という説明でございませうよろしいでしょうか。
- 茨木委員 といいますと本当に素人とか未経験者でも開設あるいは管理することは可能であると。その条件を満たしていればということですね。
- 議長 事務局、お願いします。
- 佐藤係長 これは施設によってちょっと違ひまして、例えば本資料の2-3をご覧くださいと思います。こちらの施設につきましては、認知症対応型の共同生活介護施設ということで、入居される方が、認知症の方が基本になります。そうなりますと、この人員基準の一番下の管理者の(2)にございませうように、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか、こういう施設につきましてはこういう基準もあります。施設ごとに、研修を受けていないと駄目な施設もあるということでご理解いただきたいと思ひます。以上です。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 茨木委員 追加で申し訳ないのですが、そういう管理する方とか申請、特に管理者の方については、その方のその人間性とか、そういうものについては、とやかく言わないと。あくまでも基準を満たしていれば、OKですと。そういうふうにご考えてよろしいわけですね。
- 議長 事務局お願いします。
- 佐藤係長 人間性は、ちょっとこちらでも把握しきれませうので、問題ないです。以上です。
- 議長 よろしいですか。
- 茨木委員 それ何故かというごとき、今他にも当てはまる部分もあるのですが、結局こういうものを立ち上げた場合には権利というごときそういうものが発生するケースがよくあるし、例えばオリンピックでも、コンサルタント料。例えば、今日も参加されている民間のぎょうせいさん。市役所との関係がどうなのかってよくわからないですが、そういう部分というのはいえにくい部分でもあるのですがそういう点はいかがですか。クリアされていますか。
- 議長 事務局、答えられますか。今の質問でクリアされていますというのはい、もうちょっと具体的に言うと事務局の方も答えやすいかなと思ひますが、そこを具体的にちょっとごとき言っていれば。事務局もお答えやすいかと思ひますが、ちょっと説明できますか。補足でどうでしょうか。
- 茨木委員 要するに許可します、駄目ですと、簡単に言えば。許可というのはいその物差しがあつてその物差しをクリアした時に許可しますよと。それだけの手続きで済ませているのですかということごときです。
- 議長 事務局、どうでしょうか。

○佐藤係長 市役所としては、基本的には基準を満たしているかどうかで判断しておりますので、こちらの基準で判断しておれば、許可するという形になります。

○矢作課長 すみません。事務局から追加でご説明をさせていただきたいと存じます。事業所は指定をして、そのままというわけではありません。3年に一度、社会福祉課の方で監査を行っております。その中で、改めて人員基準、設備基準、運営基準というものがしっかり行われているかということを確認させていただいているところであります。

それから、この度の計画策定にあたり株式会社ぎょうせいが参加しているところがございます。事業所の決定にあたり介護保険課では指名型プロポーザル方式を実施し、3社からプロポーザルを受けまして、最終的に事業所を決定させていただいたということがございます。このことから透明性は確保されているところがございます。

○議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○茨木委員 プロポーザルということなので、他の2社が関わっているというふうにと考えると、他の2社って例えばどこが関わったのですか。

○議長 今回直接議案とは関係ないですけれども、関係案件ということで矢作課長さん、このプロポーザルの関係をわかっている範囲で結構ですけれども、今説明できますか。それとも最後にまとめて説明しますか、どうしますか。先に議事を進めるという形で、承認事項が終わりまして報告に入るその間にプロポーザルがどういう形で3社が1社になったのか説明を頂ければと思います。とりあえずこれについては議事を進めたいと思います。

それでは、1番目の地域密着型通所介護「いきいきステーション」の事業所の指定更新について、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認いたします。

続きまして、2番目の小規模多機能型居宅介護「ミモザ白寿庵久喜」の事業所の指定更新について、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認いたします。

続きまして3番目の認知症対応型共同生活介護「愛の家グループホーム久喜本町」の事業所の指定更新について、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認いたします。

議事の2は以上となります。続きまして、次の議事に移りたいと思います。議事の(3)市外地域密着型サービス事業所の指定について事務局からの説明をお願いします。

○佐藤係長 議事（3）市外地域密着型サービス事業所の指定についてご説明いたします。《資料3に基づき説明》

○議長 ありがとうございます。ただいま、議事3について資料3に基づき説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますか。どうぞ。

○宮澤委員 資料の3-1につきまして内容について確認をさせていただきたいのですが、人員基準ってございますよね。それで多分資料3-1のユーザーサービスさんの介護職員欄を見ると、1以上確保と。利用定員が10人ですよ。にもかかわらずそのアスタリスクマークのところに計算が書いてあるのですね。それから、資料3-2、ライフケアプロジェクト、こちらは利用定員が18人なので、多分ここに同じように米印のところに、計算式で書いてあるのですが、上の何て言うかこれ1以上、人が抜けたのかどうかわかりませんが、この辺の様式というのですか、書き方というのでしょうか。例えば、ライフケアプロジェクトの方は、介護職員1.6以上確保、1.6以上って何だろう。計算の割合ですよ。普通書く場合は、例えば人だったら、2人という書きぶりでしょう。

だから、何か、その前の議事（2）の時もそうだけれども、資料2-1の同じ介護職員を見ても、3.0以上確保、15人を超える場合、3.4以上確保と書いてあるのですが、3-1は何故書いていないのだろうか。市外だろうが市内だろうが、書きぶりというのは同じであって、何かこう、私が見て戸惑いを感じてですね。これというのは、事業所が打ち込んでいるのですか。職員さんが打ち込んでいるのですか。その辺を合わせてちょっと教えてもらいたいのですけど。何故このように、この書きぶりがまた微妙に、この何と言いますかマスの大きさが違っているのですけれども、それも見ていると、これは1つの雛形であるならば、同じ雛形に打ち込むのだったなら同じであるべきだし、何故微妙に変えるのだろうか。だから見ていて、すごく私なんかは見づらいなと思うのですけれども。お忙しいと思うのですけど、その辺ちょっと何かあるのでしたらお答えいただければと思います。以上です。

○議長 それでは事務局の方説明をお願いいたします。

○佐藤係長 ご指摘の通りだと思います。わかりづらくて申し訳ございません。基本的には同じ書き方になるはずなので3-1が1以上確保で3-2も同じ書き方をすれば1以上確保という形で1.6以上確保という形には、ならないのですけれども、こちらは今後気をつけて訂正をかけていきたいと思っています。ご了承いただきたいと思っています。基本的に15人を超える場合には、もう1人増やさないという形で、小数点が出てしまうのですけれども、1以上確保しなければいけないというのが基本なので、それを基準として、今後変えていくような形を取りたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長 はいどうぞ。

○宮澤委員 今の回答でわかるのですけれども、例えば職員数であれば、18人であれば2人というふうに、それ以上となると全部1以上じゃないですか。ちょっと何人いるのだろうかというのはわからないわけですよ。実際。適合しているのだから、それを確認しているのでしょうかけれども、承認する側としては何人い

るのかというのは、実数はやはり書くべきだと私は思うのですが。確認できる範囲で。そうでないと全部1以上ですべて承認ですよというふうになるのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長 事務局お願いします。

○佐藤係長 正確な数字を出そうとすると、資料3-2のような形で、これはあくまでも按分になってしまいますので1.6という小数点になってしまいます。

○宮澤委員 それはわかるのですが何故書けないのでしょうか。逆に、2人というふうに、対応職員2人いますよと書けないのでしょうか。それがわからないのですけれど。そうだったらすべて1以上ですよ。1人いますよということになってしまうのではないのでしょうかね。1.6以上ですよと書く必要があるのでしょうかね。1以上でいいのではないですかとなってしまうのだけれども、2人いますよということであれば、2人と書けばいいだろうし、1というのが最低ラインですよ。それ以上なのですよと言ったら全部OKであって、何か不自然に私は思うのですけれど。

○議長 その辺の人員についての説明、お願いいたします。時間必要としますか。すぐやりますか。どうですか。

○佐藤係長 ちょっと時間をもらってよろしいですか。

○議長 はい。ということで、人員の説明については、承認事項が終わって先ほどと同じように、報告の前に事務局の方から説明をお願いしたいと思います。他にこれについてのご質問ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは議事(3)の1番目は本協議会の承認を頂きたい事項ということでございます。市外地域密着型サービス事業所の指定として、「デイサービス喜楽家さつて」を承認するというところでよろしいですか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認といたします。

続きまして2番目の地域密着型通所介護「リハスタジオ花咲」については、事務局から説明がありましたように報告事項とさせていただきます。議事(3)は以上となります。

続きまして次の議事に移りたいと思います。議事(4)令和4年度介護予防支援業務委託事業所について、事務局からの説明をお願いします。

○加納補佐 令和4年度介護予防支援事業所、介護予防支援業務委託事業所についてご説明させていただきます。《資料4に基づき説明》

○議長 ありがとうございます。ただいま議事(4)について資料4に基づき説明がございましたが、何かご質問がございますか。ご質問・ご意見のある方は挙手をお願いいたします。ないということでよろしいでしょうか。

それでは議事(4)は本協議会の承認を頂きたい事項ということでございます。令和4年度介護予防支援業務委託事業所について、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議事4は以上でございます。

続きまして次の議事に移りたいと思います。議事(5)高齢者実態調査アン

ケート案について事務局からの説明をお願いします。

○門井主幹 介護保険課の門井と申します。議事の(5)、高齢者実態調査アンケートについてご説明申し上げます。《資料5に基づき説明》

○議長 ありがとうございます。ただいま議事(5)について説明がございました。何かご質問等のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。高田委員さん。

○高田委員 いくつかあるのですが、ちょっと時間がかかるかもしれないのですが、質問いたします。まず資料5-1。5,000人を対象にアンケートを実施するとしておられるのですが、65歳以上の方で、久喜市は4万7,000人ということでそのうちの7,000人は、介護認定ということで4万人が、65歳以上ということで、そうすると12.5%というアンケートの数字になるのですよね。すごく多いと思うのですが、郵送料にかかわらず、ユーザーもそうですけど、これを実際に、結果を分析したりするとかということも含めて、この5,000人の根拠とか妥当性とかのものをどういうふうに考えておられるのか。これは前回の事業計画8期の時にも同じように5,000人だったのかという、まずそれが第1点妥当性です。私は別に1,000人でもいいのではないかと思います。

あとアンケートの人数が多くなればなるほど、これを分析するのに時間もかかりますし、労力もかかると。5,000人を、要は12%以上の久喜市の住民にこのアンケートを送ることの意味があるのかというのがまず1つ。まず1点目がそれです、よろしいですか。

2点目は、回答率とか、返送されるのはどれぐらい予想しているのですか、全部で。資料5-1は81問、設問があるのですが、私は実際やってみましたけれど、ほとんど考えないでやっていっても、15分ぐらいかかるのです。これを果たして5,000人に送ってどれぐらい回収できるのかというのを想定されているのかと。この81問というのは、本当に必要なのか。何か内容が非常に多岐にわたって、何を質問して何を求めているのかよくわからないのです。

ということで、3番目の質問ですけど、アンケートの内容の妥当性というのはどういうふうになっているのかということを知りたいのです。これ5,000人の方に81問の質問を求めているのですが何を狙ってやっているのか。そこを説明していただけないと、何のためのアンケートをやっているのか私はよくわからないのです。例えば、これについては、今回初めてではないはずなので、過去にも、第8期の時にも同じようにアンケートをやっているのではないかと思います。そのアンケートをやった結果に基づいて、どのような分析をされて、それをどのように、事業計画に反映したのかということをお示しできないのかというのが質問です。これが大体全体的なところなんです。従ってですね、私もアンケートをやって求めていることが何かよくわからないアンケートだと。具体的に介護というのはどういうことをされているのか、よく見えていない。

先ほど、茨木委員もおっしゃっていましたが、具体的によくわかっていないのです。ケアマネジャーとはどうやってということも含めて。介護がどういうふう到我々にというのをね、広報活動をやっばりされていないのか、私が、

興味がないのでわからないですけれど。要は、どうやったら長く介護を必要としないように生きられるかというのを、どういう取り組みをされているか。いきいき久喜とかというのがありますけど、そういったところを実際にどういう反映されているのか。私はそういうところを知りたいのですけれど、アンケートが何かよく見えないのです。

3つの質問以外に、他の質問もざっと見たのですけれど、最後の質問ですが、この5-1のところには、介護保険料についての負担はどう思いますかという質問がないです。

実は、5-3の資料。介護保険施設等入所者調査では、この質問があるのです。何故この質問はないのか。個人的なことですけど私、年金生活者で、国民健康保険、介護保険というのは、結構な負担なのです。もう年金以外に収入がないわけですから。ところが、3年ごとに上がっていくわけです。当然私の保険料だけでは賄えなくて、国だとか県から、ものすごい金額が、支出されているのはわかっているのですけれど。保険料について、どういうふうに考えているのかという質問もなく、ただ、保険料は3年経ちましたのでこうなりましたというだけで、保険料についての質問が何故ないのかというのが、最後の質問です。以上4点です。

○議長 以上4点、質問がございました。事務局の方よろしく願います。順番通りじゃなくても答えられる質問からどうでしょうか。例えば何故5,000人なのか。何故介護保険料についての問いがないのか、答えられるところから結構でございますので事務局の方よろしく願います。

○門井主幹 まず5-1について何故5,000人かというところですけども、前回この数でやったというところもあるのですが、その5,000人という根拠につきましては、久喜市が5圏域ございます。旧久喜地区ですと久喜駅の東側と西側、あとは菖蒲・栗橋・鷺宮ということで5圏域ございますので、その5圏域から各1,000人ずつを、無作為で抽出しまして、各地域のご意見を回収したいという目的がございます。ちなみに前回3年前の回収数、有効数ですけども5,000人をお願いをしまして、3,777人から回答を頂いております。回答率の方が75.5%ということでございました。

アンケートの内容についてですけども、5-1と5-2につきましては、これは国の方で全国一律に調査をする内容も含めて調査をしているというところがございます。同じ時期に同じ方たちを対象に、同じ設問で調査することによって、他の自治体との比較ができるような形を、国としては考えているようでございます。それを基本にしまして、久喜市として特に追加で質問したいことについて加えてあります。前回調査に加えたものが、成年後見人についてという項目があったのですけれども、今回はそれに加えて、近所の助け合いの項目ですとか、終活について、そういったものを加えた結果、現在設問の数として81問とちょっと、現時点ではかなり多くなっている状況で、確かにかなり時間がかかってしまうような状況があったと思うのですけれども、この設問数につきましては、先ほど申し上げましたが現時点の案ということで、次回に向け

て、さらに内容についてご意見いただきましたので絞って参りたいと考えております。

- 高田委員 すみません。先ほどの5,000人という妥当性については、特に根拠がないのですよね。過去にやっていたからということで、5つの地区に分けるのだったら200人でもいいのですよね。膨大な資料を集めて、それがどういうふうにかかされているのか。そこが私は知りたいのです。3年前も同じようにおやりになっているのですよね。これはそれだけの労力がかかるということですよ、人数が多くなれば。そこまでする必要はあるのかという、そのところをお聞きしたいのです。

質問はしなかったのですが、他の、例えば5-2についても1,500人。介護認定されている人が7,000人ですか、7000人のうち1,500人だからすごい数字ですよ。5-3は1,000人。これは、入所者の人数は、ちょっと私は把握していません。これも1,000人というすごい数なのです。これなら認定を受けている一人ひとりに聞いてもいいぐらいなのではないか。対象数を多くすればそれだけ正確度が増すと私は思えないのですよね。単純に丸をつけていくだけです。傾向は同じだと思うのです。そこを5,000人というのを、例えば絞ってもいいのではないかと。そうすれば申し訳ないけれどもぎょうせいさんに、対するお支払いも少なくなるかもしれませんけれども、5,000人の妥当性がちょっと納得がいかないです。あと、2番目の81問については、審査されるということで、これについては了解いたしました。

あと2つ質問しております。過去のアンケートの結果と、その分析をどういうふうに反映されているのか。そこをできれば次回までに、ご説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

- 議長 高田委員さんにお尋ねします。そうすると次回でもこれはよろしいということなのですか、回答は。今の5,000人を絞り込んでもいいのではないだろうか。もう1点は、分析はどのようにやっているのですかと、この回答は今でなくても、次回は10月かと思うのですが、それでもよろしいかと。

- 高田委員 今日ではできないでしょうか。

- 議長 事務局案であります高齢者実態調査アンケート（案）ですけれども、今日承認を取らなければいけないのか、次回の10月ではもう事務的に間に合わないのか、この辺のタイムスケジュール感はどうでしょうか。

- 高田委員 今日承認と言っていましたけれど、10月に承認を求めているというふうに先ほどの事務局の説明では一番冒頭におっしゃったように思ったのですけれど。ですから、もしそうであれば事前に、また1週間前に資料をお送りいただく時に、次回のアンケート等の最終案はこういう形ですとご説明いただければ、こちらとしても、内容についての是非について、お話できると思うのですけれど。

- 議長 事務局お願いします。はい。事務局どうぞ。

- 門井主幹 順番がバラバラで申し訳ございませんが、承認の件につきましてはあくまで案ということでございますが、現時点の案ということでは、ご承認を頂

きたいと考えております。ただ、おっしゃっていましたが、次回、最終的なものをまたお示ししまして、それで最終決定ということで、再度ご承認という形をお願いできればと思っております。

先ほど 5,000 人の根拠ということですが、市としましては前回と同じ条件でサンプルを集めたいということで、そういうこともありまして今回も同じく 5,000 人ということを対象に実施したいという考えでございます。国の資料で見ますと回収率 50%ということで、それに対して、標本の数という形で見込んでいるのですが、久喜市の場合には回答率が、先ほど申し上げました通り 75.5%ということで、多くの方にご協力をいただいているという状況はあるかと思えます。

そのアンケートの実施結果の反映の件ですが、第 8 期の実施計画をこちら発行しておりますけれどもこの中で、アンケートの結果から見える現状と課題ということで、各項目の方ですね、整理しまして、表記させていただいているところでございます。

あと、介護保険料の設問についてですが、5-1の方には確かに負担についてどう考えますかというような設問はないですが、5-1、5-2につきましては、国の方で示している設問をメインとして構成しておりまして国の方でその設問というのは、これまでございませんでしたので、入れていないような状況がございます。ご意見をいただきましたので入れるかどうかにつきましては、検討させていただきまして次回報告をさせていただきたいと思えます。

○議長 ということは今日ここで案が出ておりますので、一応の承認を頂いて次回 10 月の時に今高田委員さんから複数点照会がありました。それを事務局から回答して、再度決を採ると、こういうことでよろしいでしょうか。進め方としては。

○門井主幹 よろしく申し上げます。

○議長 そういうことで今日はとりあえずこれで一応決を採ります。そしてもう 1 回、10 月の協議会が予定されておりますので、事務局から回答いただいてこのいくつかの案が、高田委員さんの疑問点が、この案の中にどう盛り込まれるのか、盛り込まれないのか、それを含めて、また皆さんのご意見をうかがいたいと思えます。そして承認するのかもしれないのか。それを皆さんにうかがいたいと思えます。よろしいでしょうか。そういう進め方で。はい、ありがとうございます。それでは次の質問、これに関する次の質問は、他の方はいらっしゃいませんか。どうぞ。

○茨木委員 私、高田委員さんの質問聞いてよくわかったのですが、この質問項目、半分にできないですかね。確かに退職している方が多いから時間があるから、80 問も答えられるだろうという、穿った見方をする人もいるかもしれないし、本当にこの質問項目は重要なのかどうなのかというのは、市の方の作成者の意図ですよね。その意図を今、発言してくださった方の話を聞くと、国の作成に照らしてということが何度か出たのですが、やはり久喜市は久喜市の独自性というものをもって、参考として国のその捉え方をしていくべきで

あって、なぞられることはないと思うのですね。それぞれ地域の実態があるのですから、それを重視した質問の作成の仕方がありきだと思います。何が一番知りたいのか。それがこの質問項目に本当に反映されているのか、期待する答えを得ようとしているのかというのが、やはり十分練られていないのではないのかなど。

それは何故かと言ったら先ほどおっしゃったように、前回の調査というものが、作成するにあたって、物差しになっているはずですが、それが我々の方に示されていないで、これでどうでしょうかって出されても、それというのは無責任な話になってしまうのですね。ですから、やっぱり丁寧なそういう下資料というものを、我々の方に示した上で、こういう設問をしましたという、手順があると思うのですよ。そういうところをとっばらってしまうと、国の方はこうだからとか、5,000人やっているからとか、ということは、ぎょうせいさんの方に、委託料として例えば300万とか500万どれぐらいで委託しているのかわからないのですけど、やっぱりそういうものにも関係していくのだろうなど。調べれば調査が多ければ多い方でいいのしょうけれども、ぼやけてくるような気がするのです。

狙いが書いてありましたように、高齢者福祉施策と、それから介護保険事業というもののあり方ということも謳っているのですが、この質問の中に反映されているのかなど。そんなことを疑問に思いながらこの質問の項目を見ているのですが、いずれにしても、多過ぎるような気がしますね。そんな暇人はいないのではないかなど思うのです。それよりは、さっきおっしゃったように、介護保険料をもっと減らしてくれよと。その方が、真実味がありますから、そのためにはどういうことをしたらいいのかと。皆さん、65歳以上の人が1日、何万人、4万人の人が1日何歩歩く。歩けば、医療費が節約できますよとか。そういうプラス思考の考えを持った質問項目もあっていいのではないかと。そういうふうに思いました、これは感想です。以上です。

○議長 そのような感想が今委員さんからも出されましたがそれを含めてですね、とりあえず今日はこれを承認する、しないということで、決を採りたいと思います。そして10月に改めてもう1回事務局からの説明を頂いて、今日参加している皆さんの委員会の意見をもう一度うかがいたいと思います。という進め方で今日はいきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、ここまでについては、本協議会とし承認するというのでよろしいでしょうか。

<委員了承>

それでは、議事5は以上です。

続きまして次の議事に移りたいと思いますけれども、次からは報告事項ですが、先ほどの宿題2点ございました。事務局の方できましたでしょうか。できればここで差し込みたいと思いますが、それとも報告が終わってからにしますか。どうしますか。

○矢作課長 ではこのタイミングでお願いいたします。

○議長 それでは先ほどの2点回答をお願いいたします。

- 矢作課長 まず1点目でございます。今回のプロポーザルでございますが、久喜市の方ではこれまでの実績や近隣市町村の実績等を踏まえまして、事業所を5社選定して、プレゼンテーションを令和4年5月27日開催したところでございます。当日、参加した事業所が3社でございます。ただ、こちらは最も評価の高かった事業者のみ公表しておりまして、他の2社につきましては、非公開とされているところでございますので、ご了承いただきたいと思っております。選考に当たりましては、久喜市高齢者福祉計画推進会議要綱に基づきまして、選考を行ったところでございます。こちらについては以上でございます。
- 佐藤係長 続きましてご質問いただきました資料3になります。3-2の介護職員の1.6以上の確認状況、1.6以上の小数点が出ている点につきましては、基本的に介護職員ですけれども、利用者が15人までは1人で大丈夫ですけれども、15人を超える部分につきましては、計算式があるということで、資料3-2のリハスタジオ花咲につきましては利用定員が18名となっておりますので、15人を超えるという形になります。3名超えるということで、こちら計算式に当てはめますと、3人を5人で割って0.6で、1+0.6ということで1.6人以上は確保しなさいというのが、基準の1つになります。こちらといたしましては確認状況としまして、1.6人以上はいるよという形で、確認状況のところに1.6人以上確保していますということで書いたのですけれども、基本的に、人間を割ることはできませんので18人いる時は、2人はつけなくてはいけないという形になりますので、こちらの書き方につきましては今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。どういう書き方がいいのかということで、わかりやすいような形を考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。
- 議長 ありがとうございます。2点説明がございましたが、今の質問についてのご質問ございますか。どうぞ。宮澤委員さん。
- 宮澤委員 今回回答いただいたのですが、私が言いたいのは、確認状況です。1人だろうが2人だろうが3人だろうがではなくて、何故それを確認できたのか。だから、例えば運営基準では、運営規程を見ました、確認しましたとか、勤務表を確認しましたとか、そういう書きぶりなのですね。ところが、人員基準になると1人確保、それをどうやって確認したのですか。例えば、事業所からの申請書でもって確認。だったら確認なのですよ。1人確保と書いてあるから、それをどうやって確認したのでしょうか。現場に赴きました。あるいは勤務表を見ました、あるいは今言ったように申請書なら申請書をもって確認。それを書くべきではないでしょうか。それで、適合ですよ、というのはわかるのです。1人確保と言われても、それは当たり前ですよ。提供しているのだから。その確認状況を書いていただきたいというふうに私は思っているのですけれども、その辺を一考していただきたいと、いうことなのでも。以上です。
- 議長 事務局、お願いします。
- 佐藤係長 大変失礼いたしました。質問の意図を勘違いしておりました。こちらにつきましては、ご指摘いただいた内容でありますと、勤務一覧表を確認して

おります。例えば 15 人利用の日には 1 人、例えば 18 人利用の日には、1.6 人以上 2 人とかを配置しているのを勤務一覧表で確認しているということでありますので、今後は、ご指摘がありましたので確認状況につきまして、何々において確認という形で記載させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 はい、ありがとうございました。それでは今後わかりやすい記載の仕方ですね、これを事務局の方にお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。他にはござひますか。それではよろしいですね、先ほどの質問ということで。これからは、承認議案はすべて終わりましたので、報告事項を続けて事務局の方にお願ひして、この質問等は先ほど矢作課長さんから冒頭ご説明がござひました。その方法を採用したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○門井主幹 では議事の（6）令和 3 年度高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画進捗状況についてご報告いたします。

《資料 6 に基づき説明》

○議長 報告事項を続けてください。

○門井主幹 続きまして議事（7）令和 3 年度介護保険事業等の概要について報告いたします。

《資料 7 に基づき説明》

○尾白係長 続きまして、資料 7-2 につきましてご説明させていただきます。

《資料 7 に基づき説明》

○加納補佐 続きまして、資料 8-1 地域包括支援センター事業実績報告書の説明を始めます。

《資料 8-1 に基づき説明》

○議長 ありがとうございます。報告事項以上で終わりですよ。これについてのご意見・ご質問は冒頭、矢作課長さんが申し上げたとおりでござひます。矢作課長さん申し訳ござひませんがもう 1 回皆様に説明していただけますでしょうか。お願ひします。

○矢作課長 かしこまりました。それでは大変恐縮でござひますが、議事の（6）、（7）、（8）に関しましてはご質問がござひましたら、来週の 8 月 9 日（火曜日）までに、質問状を FAX で、またメールの場合は、ご質問の内容をご送信していただきたいと存じます。頂きましたご質問に対する回答につきましては、会長・副会長にご協議をさせていただいた上で、9 月上旬を目途に皆様方全員にご回答させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。質問が 1 人からあっても回答は、全員にメールか FAX か何らかの手段によって見ることができる、そういうことですよ。ありがとうございます。そうしますと本日予定されておりました議事はこれですべて終了いたしました。これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○矢作課長 ありがとうございます。続きまして次第 4 その他でござひます。

事務局よりお知らせをさせていただきます。

- 佐藤係長 次回第3回目の会議は、10月26日の水曜日、鷺宮総合支所の4階会議室を予定しております。時間は今日と同じです。よろしくお願いいたします。
- 矢作課長 ありがとうございます。本日予定をしておりました議事につきましては、すべて終了いたしました。閉会に当たりまして、木伏副会長よりごあいさつを賜りたいと存じます。木伏副会長よろしくお願いいたします。
- 副会長 <副会長挨拶>
- 矢作課長 ありがとうございます。以上をもちまして、令和4年度第2回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年8月25日

議長.....秋本 政信.....

議事録署名人 宮地 満佐子.....

議事録署名人 木伏 幸江.....